

（宛先）
岩国市長 様

岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金支給申請書
（移住就業支援事業及び移住創業支援事業）

岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金（移住就業支援事業及び移住創業支援事業）の交付について、次のとおり申請します。

1 申請者

申請者氏名	〒	生年月日	年 月 日
住 所	連絡先		
<p><事業区分> ※該当するものに<input checked="" type="checkbox"/>チェックしてください。</p> <p>1 <input type="checkbox"/>就業 / <input type="checkbox"/>就業（専門人材） / <input type="checkbox"/>創業</p> <p>2 <input type="checkbox"/>単身世帯 / <input type="checkbox"/>2人以上の世帯</p>			
(フリガナ) 世帯員の氏名	続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	岩国市における新たな 勤務先(学校)の名称
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	
5		年 月 日 (歳)	

<裏面もあります>

様式第 1 号別紙

1 補助金申請に関する誓約事項

- (1) 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」若しくは「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」又は「岩国市移住就業・創業等支援事業」に関する報告又は立入調査について、山口県又は岩国市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」及び「岩国市移住就業・創業等支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の全額又は半額を返還します。
- (1) 移住就業支援事業及び移住創業支援事業
- ア 全額の返還
- (ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (イ) 事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。
- (ウ) 申請日から 3 年未満で市外に転出したとき。
- (エ) 申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（移住就業支援事業に限る。）。
- (オ) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から交付決定を受けている「やまぐち創業補助金」の決定を取り消されたとき（移住創業支援事業に限る。）。
- イ 半額の返還
- 申請日から 3 年以上 5 年以内に市外に転出したとき。
- (2) 地方就職学生支援事業
- ア 全額の返還
- (ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (イ) 事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。
- (ウ) 在学中に交通費を申請する場合には、申請日から 1 年以内に内定先企業への就業を行わなかったとき。
- (エ) 在学中に交通費を申請する場合には、申請日から 1 年以内に転入しなかったとき（ただし、申請日において既に本市に住民票がある場合を除く。）。
- (オ) 就業開始日から 1 年以内に内定先企業を辞したとき（ただし、退職日から 3 か月以内に山口県内の別の企業に就業する場合を除く。）。
- (カ) 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか

遅い日から3年未満で市外に転出したとき。

イ 半額の返還

申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 個人情報の取扱いについて

山口県及び岩国市は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」並びに「岩国市移住就業・創業等支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び岩国市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。